社会福祉法人札幌みどり福祉会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人札幌みどり福祉会（以下「当法人」という）定款第８条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

（１）常勤である理事長は、六施設統括責任者として、また常務理事は、業務分担執行者として別表１（１）に定める報酬を支給する。

（２）非常勤役員等は、当該会議に出席した都度、別表１（２）に定める報酬を支給する。

第３条　当法人の業務による会議や研修の参加のための旅費については、職員旅費規程に準じて支給する。

（公表）

第４条　当法人は、この規定をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第５条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第６条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則

この規程は、平成２９年６月１日より施行する。

この規程は、平成３０年６月１１日より施行する。

この規程は、平成３１年２月１日より施行する。

この規程は、令和元年６月４日より施行する。

この規程は、令和６年４月１日より施行する。

別表１

（１）

①理事長の報酬

報酬月額×12 か月	7,680,000 円	640,000 円×12 か月
6 月賞与	1,300,000 円	
12 月賞与	1,300,000 円	
寒冷地手当	90,000 円	
合　計	10,370,000 円	

②常務理事の報酬

報酬月額	150,000 円	年額　1,800,000 円

③事務局次長の報酬（新設）

報酬月額	80,000 円	年額　960,000 円

（２）非常勤役員等の報酬

評議員	会議への出席	日額 11,137 円
理事	会議への出席	日額 11,137 円
監事	会議への出席	日額 11,137 円
評議員選任・解任委員	会議への出席	日額 11,137 円